

支障除去等に関する基金のあり方懇談会（第 6 回）議事要旨

[議事次第]

1. 日 時 平成 21 年 12 月 4 日(金) 10:00 - 11:45
2. 場 所 三田共用会議所 3階 大会議室D・E
3. 出席者 (出席委員)
浅野直人委員(座長)、井戸秀寿委員(代理:谷川氏)、岩間委員、
大塚委員、澤田委員、島田委員、富田委員、仁井委員、古市委員、星野
委員(代理:秋葉氏)
(欠席委員)
植田委員、北村委員、名古屋委員、原山委員
(環境省出席者)
谷津廃棄物・リサイクル対策部長、坂川産業廃棄物課長、荒木適正処
理・不法投棄対策室長ほか
4. 議 題 支障等のある残存事案に対する今後の財政的な支援のスキームについて
5. 配付資料 資料 1 : 委員名簿
資料 2 : 第 5 回議事要旨
資料 3 : 第 5 回懇談会で「支障等のある残存事案に対する今後の財政的
な支援のスキームについて」各委員より出された意見について
(概要)
参考資料 1 : 関係者の役割と適切な費用負担等のあり方について
平成 21 年 10 月 支障除去等に関する基金のあり方懇談会
(公表資料)
参考資料 2 : 支障除去等に関する基金制度と類似制度等について(リバ
イス版)
6. 議 事 懇談会は公開で行われた。
7. 議事要旨
(1) 議題「支障等のある残存事案に対する今後の財政的な支援のスキームについて」に
ついて、事務局から、資料 3 に基づき、前回懇談会で出された支援スキームの例並

びに各委員からの意見の概要について説明した。

(2) 続いて、座長から、議論の手始めとして、以下の意見が出された。

- ・本懇談会のミッションは財政支援スキームを検討することであるが、その前提となる次の事柄についても議論し、環境省の審議会等の議論にインプットしていかなければならない。

① 不法投棄等事案の管理基準（スタンダード）の策定。

これにより支援範囲に予測可能性を持たせ、安定的な抛出の仕組みを構築する。

② 支援のロジックの整理。

企業の社会的責任論だけでなく、支援の必要性を明確にし、法的ロジックを考えなければならない。

③ 各費用負担者のあるべき姿、負担の論理についての整理。

(3) 各委員からは、次のような意見／質問が提出された。

- 不法投棄等事案は修復の必要があることを大前提に置くべきで、その修復を実行するためにどのような体制なり基金なりを整備するかを考える必要がある。落とし所としては、代執行する場合は支障除去のための最低限度の措置及び行政の管理による長期のアフターケアだと思う。
- プライベートな、法秩序外の最終処分場の跡地利用をやらなければならないが、現実を考えると、完全に元どおりに戻すことをやってもきりがなく、ロスが多い。ある意味では政策的な決断に近く、かなり叩かれることを覚悟でやらなければいけない。
- 基金制度ができた平成9年は、産業廃棄物の処理をめぐって大きな不安、不信が渦巻き、いわば危機管理として業界も応分の社会的貢献をするというコンセンサスが成立していたが、今の状況はその時とはそもそもが変わっており、そういう状態で新しいスキームを考えなければいけない。

基金の後ろ盾があることで早期に行政命令を発動し、芽の段階で摘み取ることが期待されていたが、まだ説得性のある実例なり効果はお伺いしていないと認識している。

産業廃棄物の悪循環を断ち切るための規制の強化等はそれなりの効果があったが、悪循環を作り出す一つの要素である過剰な地域ルールについては改善されているとは受けとめていない。合意取得を事実上強制されることにより結果と

して施設稼働までに長時間を要し、本来育てるべきメインストリームの育成も抑制されていると感じている。

新たな支援スキームの検討に当たっては、基金はどのような意義でスタートし、どのような形で機能しているか、基金の必要性、支援の必要性・範囲、負担のアロケーションの考え方等について、一步一步きちんと議論してほしい。

具体的な話ではマニフェストというのが何をターゲットにされているのか理解できないことなどから、少なくとも現時点ではマニフェストや最終処分量に応じた拠出には反対の立場である。

- 監視・指導体制を充実させているので、今後、大きな支障が発生する事案はそれほどないと考えている。

支障の除去については、どこまで行うかが大きな問題であり苦勞する部分である。全量撤去を求める住民に対して、行政として行うのはあくまでも支障の除去だと説明しても理解されない。行政の役割がどこまでなのか明確にする必要がある。行政がどこまで行うのかによって支援のあり方も変わってくると考えている。

支障の除去の場合、アフターケアをどうするかは大きな問題になると考えている。（改行）

支援制度があるのは非常に心強いので、引き続き残るとありがたい。

- 行政代執行による場合の支障の除去が住民理解を得られないことなどの理由から、基金がなかなか活用されないという問題がある。また、不法投棄になっていく構造を整理しないとなかなか防止できないと考えている。前提は不法投棄の防止を行うことであり、その後に支障の除去だと考えている。

- 建設業界では、基金に対してかなりの費用負担をしてくれているが、負担額が大きいため、単なる任意の寄付金では負担しきれないことから、マニフェストの販売活動の中からねん出してくれている。

電子マニフェストによる費用徴収はシステムが複雑になり、コストがかかる。独自のASPシステムづくりも検討したが、立ち上がりと維持のためのコストが非常に大きく、業界単位で電子マニフェストにより徴収することには無理があることから、国全体としての新たな仕組みづくりが必要との結論に至った。

建設業界の負担については、不法投棄の多さから来るある意味贖罪であるが、不法投棄の量をもとに負担割合を決めることは不合理なところがあると思って

いる。支障除去であって原状回復ではないことや支援実績では建設廃棄物が占める割合は5割程度であることから、廃棄物の質の評価がきちんとされるべきである。

基金については、原則任意拠出、あくまでも社会貢献としての拠出であるべきであり、いかに徴収コストを下げてその中で広く薄く徴収する仕組みを作ることが必要である。

- 安易に金をどう出すかの議論に走らず、まず環境行政としてどうあるべきかを議論する必要がある。例えば、来年度はどこをいくらでやるか一件一件議論する業務仕分けのようなオープンな仕組みがないと、ずっと金を出せと言われても産業界としては賛同できない。新たな仕組みを考えてはどうか。
- 毎年度基金への寄付をお願いする中で、企業、業界から以下のようなことを言われるが、説得力ある説明が必要だ。
 - ・適正処理をしている者が、なぜ不法投棄という犯罪行為のリカバリーの金をだすのか理解できない。
 - ・住民の生活に支障があるのになぜ何年間も放っておくのか。実はそんなにリスクはないのではないか。そこについての説明が実はあまりない。
 - ・基金は現在積み上げた金が10億円をはるかに超えるのに、なぜ毎年集めるのか。
 - ・これだけ景気が悪いのに、なぜ金を出さなければいけないのか。
 - ・自分たちは一生懸命お金をかけてやっているのに、ライバル企業の不法行為に対してお金を出すのはおかしい。

支障除去等の費用負担は企業も含めた国民全体でどう負担するのかを考えていくことが基本である。

企業としても業界としても、社会貢献の観点から、自らの判断では社会問題の解決に貢献していくことは、議論として当然だと思うが、まず行政としてどこまでやるのか、国としてどこまで支援するのか、それ以外のところがどこまで協力するのかについて、議論が必要だ。また、一度作った仕組みはオープンな形で評価、レビューする必要がある。本来仕組みの議論の前に、議論すべきことがたくさんある。

- 「支障」の定義とか、あるいは汚染の管理の方に移行するというのは賛成。汚染の管理の方向に行くべきであり、現在の措置命令も代執行は「全部または

一部」となっているので、このまま運用すればそんなにおかしなことにならないが、実際には周りの住民からいろいろ言われて、かなり原状回復的なことになっていると思うので、検討する必要がある。また、現在の基金がなぜ活用されていないか、その理由をもう少し徹底的に理由を調査する必要がある。

基金については、国、都道府県等及び産業界が応分の負担をすべきで、これを全部国民に広げてしまわず、広い意味での汚染者負担原則を根本とすべき。

また、基金がなければもっと大々的に都道府県等による流入規制が始まっていると思う。

実際のやり方としては、広く薄くということ考えるとマニフェストが一番よく、土壌汚染の場合のマニフェストを活用したスキームをこの支障除去等に移した場合に何が問題かを議論する必要がある。

- 3/4基金による支援要請があった事案に対しては、基金拠出側代表の方に入っていて、どうしてこうなってしまったのかも含めて審査していただいている。
- 3/4基金による支援については、支障とは何か、審査の過程の透明性を深くするとか、行政はどこまで支障の除去を行うのかなど客観的な基準が必要だ。
- 「どこまでやれば大丈夫か。」に関しては、研究がされているが難しいところで、どこまでクリーンにしたらクリーンになるか、状況によって全部違う。リスク評価をし、リスクに応じた修復のあり方の議論についても、「これで完全だ。」というのはなかなかない。住民と行政の共同でのリスクコミュニケーションから始めるべきだ。
- 多分、不適正処理をされた現場とか、そこだけのリスク評価をするということではコミュニケーションにならないと思う。総体の中で「ここはどうだ」ということをしていけないといけない。
- リスクはゼロにはならない。
- 支障を除去したとしても、廃棄物の山が残置されていれば住民としては危険性は全くゼロではないだろうという話になって、最終的な決着がつかないという状況になるのではないか。
- 全量撤去を選ばないという方向にするなら、何らかのモニタリングなりアフターケアが必ずセットでなければならない。
- 法律でもしそういう管理をするなら、アフターケアをどうするかということ

義務づけしないとしない。

- 環境省の個々の分野ごとの施策の不整合を正し、大きな目でリスクマネジメントとカリスマについての国民の理解を深め、不必要な国費や予算の投入がなくてすむような社会づくりをするにはどうしたらいいか、環境行政の課題だ。
-
- 産業界の世界では不適正な業者は善良な業者にとっては単なる競争相手というよりも善良なる業者の体力を失わせた原因者であり、善良な業者は被害者である。
- アスベストの例では全ての人間が裨益しているというロジックで薄く広く費用を負担した。産業廃棄物の間接的受益者はかなり広いのではないかと考えられ、広く国民が負担する余地があるという説明はできないことはない。頭の体操として考えるときには最大限広げて考えておいて、制度設計はどこを絞り込むかということになる。
- 国も既に応分の負担をしているので、一般の国民まで広げてしまわずどこかで区切る必要がある。
- 制度設計は、聖域なく自由に議論を出し合い、その中でどこに絞りをかけるかを議論すればいい。
- 循環型社会では、資源の採取から最終の環境保全まで一気通貫で物流管理するのが大前提で、関係者がどう役割分担し、責任を持つかの議論が必要。これを管理できるのは、やはりマニフェストだと思う。
- 物事の手順を追って議論するなら受け入れないわけではないが、直ちにそういったもの（マニフェストによる出えん）をつぶさに議論していくのは議論の手順が違う。
- 適正な物流ができていない部分が不法投棄であり、適正な流れに乗っていない部分を明確にする必要がある。
- マニフェストはだれでも発行できるが、やはり信用があるものはたくさん使われるであろうから、そこを目がけて制度をつくる、任意であれば一番よく使われるところをお願いする。
- マニフェストを販売している立場からは、少なくとも現時点では、寄付金付きのマニフェストを発行する考えは持っていない。
- 地元とのリスクコミュニケーションの中でどういうメンバーを入れるかが非常

に重要で、一定のルールがないとまとまらない。

- ボタンをかけ違ったときは大変だが、お互いの顔が見えだせばそんなに案じることはない。

汚染拡大防止が最優先で、行政なり専門家が責任を持ってやらなければいけない。それを抑えた上でどうあるべきか、どのくらいのレベルまで修復するかをみんなで議論すべき。

- 不法投棄の事案が最近どういうふうになってきたかを細かく調査すべき。私の感じるころでは大規模なものはかなりなくなり小規模になってきていると思う。小規模になっていけば基金の活用もかなり少なくなっていくだろうし、支障の除去も比較的やりやすくなると思う。
- 不法投棄の様々な施策がどういう効果をあげているのか、政策・施策アセスメントがあれば説得力が出てくるので、なおざりにはできない。
- 排出事業者の責任の徹底強化が不法投棄を減らすことにどの程度の効果があったのか。
- 排出事業者責任の強化、許可制度の充実、罰則の強化などいろいろな対策をやってきた結果として、トータルとして不法投棄件数が減ってきているのだと思う。排出事業者責任の強化のところだけ取り出して、それでどの程度定量的な効果があったのかというのは大変難しいことだと思う。
- 排出事業者責任がまず第一である。そこを本当に徹底していくべき。
- 排出事業者責任については、産業界としては、中間処理業者にどこまで立ち入ってできるか、具体的に詰めていかなければと思っている。
- 産構審では10年以上前に、発注者がちゃんとサイトに行けとか、業者が保険に入っているかどうか確認するなど最低限どれだけのことを考えて発注すべきかということに関してマニュアル化しており、場合によってはそれを法制化してもいいと思う。

(4) 最後に、今後の予定について、以下のとおり確認された。

- ・次回第7回懇談会は、できれば3月に開催させていただきたい。
- ・実態調査については、何とか年明け、できるだけ早い時期には公表したい。
- ・その他基金活用の効果、不法投棄事案の変遷、残存事案等の今後の対応のあり方検討会の成果などについて、次回懇談会でできるだけ説明したい。

以上